

平成25年5月22日

各位

会社名 日和産業株式会社
代表者名 取締役社長 中橋正敏
(コード番号 2055 大証第2部)
問合せ先 総務部長 平方宏明
(TEL 078-811-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2. 会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</u> <u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(任期) 第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日
定款変更の効力発生日 平成25年6月27日

以 上